2．設備計画

年度	熱供給事業を営む地域	熱供給施設	設置場所		種類	能力	内径	温水等の温度、圧力	工事着手予定年月	使用開始予定年月	設・改休・廃
年度	熱供給事業を営む地域	輸送導管	設置場所		種類	能力	内径	温水等の温度、圧力	工事着手予定年月	使用開始予定年月	設・改休・廃
			区間	経過地							

備考　1　「実績」の欄には、当該年度の前々年度の実績を、「実績見込み」の欄には、当該年度の前年度の実績見込みを、「初年度」の欄には当該年度の見込みを記載すること。

2　「需要家」の単位は、件数で記載すること。

3　「原・燃料使用量」の単位は、都市ガス（1,000㎥）、ＬＰＧ及び石炭（ｔ）、灯油、重油及び再生油（kl）、購入排熱（GJ）、電力（1,000kWh）、その他及び合計（GJ）で記載すること。１kWh＝3.6MJで換算。

4　「販売熱量」の単位は、GJで記載すること。

5　「最大熱需要」の単位は、GJ／ｈで記載すること。

6　「最大供給能力」の単位は、GJ／ｈで記載すること。

7　「能力」の欄には、加熱能力又は冷却能力（ヒートポンプにあつては加熱能力及び冷却能力、温水又は冷水の貯水槽にあつては、最大貯水容量）を記載すること。

8　輸送導管の設置の場所については、連続する導管であつて、その内径及び導管内の蒸気等の温度及び圧力が同一である範囲のものを一区間とし、「区間」の欄にその始点及び終点の所在地を記載するとともに、「経過地」の欄には、当該導管の経過する地名を記載すること。

9　「設・改　休・廃」の欄には、新設の場合は「設」を、改修の場合は「改」を、休止の場合は「休」を、廃止の場合は「廃」を記載すること。

10　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第二十四を削る。

様式第二十五中「第31条」を「第26条」に、「（名称及び代表者の氏名）」を「（名称及び代表者の氏名）」に改め、同様式を様式第十八とする。

様式第二十六中「第31条」を「第26条」に、「（名称及び代表者の氏名）」を「（名称及び代表者の氏名）」に改め、同様式を様式第十九とする。

様式第二十七中「第31条」を「第26条」に、「（名称及び代表者の氏名）」を「（名称及び代表者の氏名）」に改め、同様式を様式第二十とする。

様式第二十八中「第33条」を「第27条」に、「（名称及び代表者の氏名）」を「（名称及び代表者の氏名）」に改め、同様式を様式第二十一とする。

様式第二十九中「第34条」を「第28条」に、「六」を「七」に改め、同様式を様式第二十二とする。

様式第三十から様式第五十八までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（熱供給事業の登録の申請等に関する省令の廃止）

2　熱供給事業の登録の申請等に関する省令（平成二十八年経済産業省令第十三号）は、廃止する。

○経済産業省令第三十三号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第五十一条第一項、第五十二条第一項、第三項及び第四項、第五十三条並びに第五十六条第二項の規定に基づき、並びに同法及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十九号）第五条の規定を実施するため、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

経済産業大臣　林　幹雄

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令

（用語の定義）

第一条　この省令において使用する用語は、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）、熱供給事業法施行令（昭和四十七年政令第四百二十号）及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）において使用する用語の例による。

（熱供給事業者等による供給条件の説明等に関する経過措置）

第二条　電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（次項において「経過措置政令」という。）第五条第一項の場合における熱供給事業法施行規則（昭和四十七年通商産業省令第百四十三号）第十一条第一項の規定の適用については、同項第一号中「名称及び登録番号」とあるのは、「名称」とする。

2　経過措置政令第五条第二項の場合における熱供給事業法施行規則第十二条第二項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第二号及び第三号に」とする。

（指定旧供給区域の変更）

第三条　改正法附則第五十一条第一項の規定により、指定旧供給区域の変更の許可を受けようとする者は、様式第一の指定旧供給区域変更許可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第五号、第六号及び第八号に掲げる書類は、工事費、設備資金及び運転資金の額又は事業収支に及ぼす影響が軽微な場合には、添付することを要しない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　増加し、又は減少する指定旧供給区域の境界を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図並びに増加し、又は減少する指定旧供給区域内の主要な街路及び建物を記載した図面

三　指定旧供給区域を増加する場合にあっては、増加する区域において指定旧供給区域熱供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込みを記載した書類

四　指定旧供給区域を増加する場合にあっては、これに伴い設置する主要な導管の内径別、温水、冷水又は蒸気（以下「温水等」という。）の温度別及び圧力別の総延長並びにその配置の状況を記載した図面

五　指定旧供給区域を増加する場合にあっては、様式第二の指定旧供給区域工事費概算書

六　指定旧供給区域を増加する場合にあっては、増加する区域において指定旧供給区域熱供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の指定旧供給区域収支見積書

七　指定旧供給区域の増加に伴い、他の者から温水等の供給を受ける契約を新たに締結し、又は変更する場合にあっては、当該他の者との契約書の写し

八　指定旧供給区域を増加する場合にあっては、所要資金の額及び調達方法並びに借入金の返済計画を記載した書類